

個人情報保護規程

第1章 総則

第1条 目的

本規程は、Steamship Mutual Underwriting Association Limited（以下、「当社」という。）及び Steamship Mutual Underwriting Association Limited Japan Branch（以下、「当社日本支店」という。）が業務を遂行するにあたって取り扱う個人情報を適切に保護するとともに会社業務の適正な運営に資するため、「個人情報の保護に関する法律」（the Act on the Protection of Personal Information, 以下「APPI」と略す。）、金融庁制定の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等の公的規範、及び個人情報保護委員会（Personal Information Protection Commission）が定める公式基準並びに会社の「個人情報保護方針」を踏まえ、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めることを目的とする。また、当社日本支店が所属している当社グループでは、当社日本支店が従う個人情報の処理に関する様々な方針および手順を定めている。当社のウェブサイトには、APPI および欧州一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）に従った当社の個人データの取扱いに関連するプライバシー通知（Privacy Notice）が掲載されている。

第2条 定義

本規程において使用する用語の定義は、個人情報保護法及び同法施行令等に基づき、次の各号のとおりとする。

（1）個人情報

生存する個人に関する情報であって、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

- ② 個人識別符号が含まれるもの

（2）個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- ① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ② 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

当社日本支店が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行う権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定められるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第3条 利用目的

会社業務を遂行する上で利用する個人情報の利用目的は、以下各号のとおりとする。

- (1) 保険金・給付金等の支払い
- (2) 当社の商品・サービスの案内・提供
- (3) 当社商品・サービスの向上
- (4) 再保険契約の締結、再保険金の請求を含む再保険契約上の権利義務の遂行
- (5) 保険事故の損害の査定、保険事故の処理
- (6) 従業員の管理
- (7) その他保険業務に関連・付随する業務

第4条 個人データ管理責任者等

コンプライアンス責任者は、個人情報保護に関する業務を所管するとともに、当社日本支店における個人データの安全管理に関する業務遂行の責任者として、個人情報保護法、ガイドライン等を踏まえた個人データ安全管理態勢の強化等に努める。

第5条 従業員の役割・責務等

当社日本支店の従業員は、本規程及び当社のその他の適用方針および手順に基づき情報管理の維持向上に努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱いに関する一般的ルール等

第6条 個人情報の取得

個人情報の取得は、本規程第3条に定めた利用目的に照らし、業務を遂行する上で必要となる範囲内において行うものとする。

第7条 不正手段による取得の禁止

個人情報を取得するにあたっては、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第8条 利用目的の通知等

1. 個人情報を取得する場合には、あらかじめ利用目的を公表するか、又は個人情報取得後速

やかに本人に利用目的を通知若しくは公表するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
3. 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
4. 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知又は公表することにより、当社日本支店の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第9条 個人情報の利用等

1. 本人の同意を得ることなく、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならず、また、個人データを第三者（外国にある第三者を含む。）に提供してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 鑑定人、損害査定代理人、その他損害調査に従事する者に保険事故の調査、その他保険事故の処理に関する業務を依頼する場合
 - (6) 再保険契約会社へ契約及び事故の情報を提供する場合
 - (7) 管理会社又はその関連会社に当社日本支店の業務の委託などを行う場合
 - (8) その他第3条の目的を達成するために必要がある場合
2. 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受けるものは、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 当社日本支店が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 事業の承継に伴って当該個人データが提供される場合
 - (3) 個人情報保護法第23条5項3号に基づく共同利用が行われる場合
3. 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる

範囲を超えて行ってはならない。

第3章 個人データの安全管理

第10条 安全管理に係る基本方針

当社日本支店は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じる。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた以下の措置を含む。

- ①組織的安全管理措置
- ②人的安全管理措置
- ③技術的安全管理措置

第4章 保有個人データの開示等

第11条 開示等

1. 本人から当該個人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（又は開示請求を行った者が同意した方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利や利益を害する場合
 - (2) 当社日本支店業務の適正な実施に著しい障害を及ぼす場合
 - (3) 他の法令に違反する場合
2. 前項に関し、全部又は一部を開示しない等の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。なお、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して遅滞なく説明を行うこととする。
3. 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項の規定は、適用しない。

第12条 訂正等

1. 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由で、訂正、追加又は削除（以下、「訂正等」という。）を求められたときは、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
2. 前項の訂正等を行った場合、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行った場合にはその内容を含む。）を通知しなければならない。なお、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

第13条 利用停止等

1. 本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的の制限に違反するという理由又は不正の手段により取得したものであるという理由で利用停止又は消去（以下、「利用停止等」という。）を求められたときは、遅滞なく調査を行い、その求めに理由があることが判明したときは、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
2. 本人から、当該本人が識別される保有個人データが第三者提供違反であるとの理由で、第三者への提供の利用停止等を求められたときは、遅滞なく調査を行い、その求めに理由があることが判明したときは、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者提供停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
3. 前2項に定めた措置を行ったとき又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合は、利用停止等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

第5章 その他

第14条 点検・監査

個人データ取扱状況に関する点検・監査は、当社日本支店の個人データの安全を確保し、適切かつ有効な管理態勢の維持・向上を図ることを目的に実施する。

第15条 苦情等への対応

従業員は、本人から個人情報に関する苦情等を受けつけたときは、適切かつ迅速に実施することとする。

第16条 所管

本規程の所管は、日本支店代表とする。

附則

施行日 2020年3月1日